

日高川町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務及び
地球温暖化防止実行計画(事務事業編)改定支援業務

仕様書

日高川町

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

日高川町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務及び地球温暖化防止実行計画（事務事業編）改定支援業務

(2) 業務の期間

契約締結日から令和6年1月15日までとする。

(3) 業務項目

本業務の内容は、次のとおりとする。なお、本事業に要する経費については、全て委託料に含まれるものとする。

- ①再生可能エネルギー導入目標の策定
- ②地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の改定
- ③地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定
- ④報告書作成
- ⑤打合せ協議

2. 業務内容

① 再生可能エネルギー導入目標の策定

(1) 情報の分析、温室効果ガス排出量に関する推計

ア．地域特性の整理

最新の現状を踏まえ、本町の地域特性を整理する。国内・国外の情勢、町内の取組経緯等を踏まえ、ゼロカーボンシティの実現に向けた背景のほか、取組を進める目的や意義等を整理する。

イ．温室効果ガス排出量の整理

「日高川町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（平成25年4月）」等を踏まえ、温室効果ガス排出量の現状を整理する。

(2) 目標の作成

ア．再生可能エネルギーの導入状況・導入可能量の整理

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入状況や、今後予定されている事業計画等、再生可能エネルギー導入可能量の整理をする。

イ．日高川町における脱炭素シナリオの検討

・ゼロカーボンシティ将来像の検討

脱炭素シナリオの検討に先立ち、本町における資源・課題の関係性を整理し、ゼロカーボンシティの実現に向けた将来像を検討する際の基礎資料とする。

- ・ゼロカーボンシティ達成のための再生可能エネルギー導入計画・脱炭素推進計画の検討

ゼロカーボンシティの実現に向けて、具体的な再生可能エネルギー導入計画・脱炭素推進計画の作成を検討する。

ウ．ゼロカーボンシティ推進に向けた戦略目標の設定

- ・温室効果ガス排出量の将来排出量の推計

「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」（環境省、令和3年3月）に準拠して、将来の排出量の推計を行い、取組メニュー別に削減効果を算出し、脱炭素シナリオの排出量を推計する。

- ・温室効果ガス排出量の削減目標の設定

再生可能エネルギーの導入状況や将来導入計画を踏まえ、2050ゼロカーボンシティを実現するための、再生可能エネルギー導入目標・省エネルギー推進目標を検討する。温室効果ガス排出量の将来排出量の推計結果等を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標を検討する。

(3) 政策及び重要な施策に関する構想の策定

ア．必要な政策の設定

脱炭素シナリオを推進するために必要な政策を、意見交換会等での議論により実現性を担保しながら整理し、毎年のPDCAサイクルの中で、必要な政策を見直していくことを想定する。

イ．再生可能エネルギー導入・脱炭素推進重点プロジェクトの検討

優先して早期に推進する「再生可能エネルギー導入・脱炭素推進重点プロジェクト」を3事業程度検討し、解決する地域課題・事業内容・事業スキーム・導入効果・取組ロードマップ等を検討する。

(4) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討

ア．進捗管理のための指標の設定

脱炭素シナリオを推進するために必要な政策の進捗把握や成果の評価を行うための指標を、温室効果ガスの排出量や削減量を算出する際の活動量や目標値等から設定する。

イ．体制構築の検討

実施する対策・施策の具体的な内容について、区域の排出量の把握、指標の把握、対策・施策の進捗管理を行うための体制を検討する。

(5) 合意形成を行うための専門的知見を要する会議

合意形成を行うための専門的知見を要する会議の開催にあたり、会議資料の作成、会議への参加及び説明、議事録の作成等、会議開催に伴い必要となる支援業務を行う。

(6) 地球温暖化防止実行計画(事務事業編・区域施策編)への反映

再生可能エネルギー導入目標については、地球温暖化防止実行計画(事務事業編・区域施策編)に反映させること。

② 地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の改定

(1) 基礎情報の整理

事務事業編策定の背景、意義を確認し、区域の特徴(自然的・社会的状況)をインターネットや文献等の既存資料をもとに整理する。また、国や県の計画や区域の特徴等を踏まえ、基本的事項(目標年度、計画期間、対象範囲、対象温室効果ガス)の設定を行う。

(2) 基礎データの整理

「温室効果ガス総排出量」を算定するために、本町の全ての事務事業(保有・管理する施設等)の基礎データを整理する。また、整理した施設等について、温室効果ガス排出量算定の指標とする活動量を把握するための調査方針(調査の実施方法、実施体制、実施期間、対象等)を設定して、実態調査を実施する。

(3) 温室効果ガス総排出量の推計及び要因分析

(2)の調査結果から集計した各種の活動量を用いて、「温室効果ガス総排出量」の現況推計を行う。また、推計結果から、①温室効果ガス別の排出量、②温室効果ガスを排出する活動の区分別の排出量を分析し、排出量の多いガスの種類、活動区分について整理する。

(4) 温室効果ガスの排出削減目標の検討

「地球温暖化対策計画」(R3.10閣議決定)等公表された資料を参考に、本町における温室効果ガス排出削減量のポテンシャルについて調査する。

ポテンシャル調査結果を基に、本町が実施可能な対策・施策を抽出し、これらの実現性を考慮して基準年度、目標年度、削減目標を設定する。

(5) 具体的な対策・施策の検討

(1)～(4)の検討結果を踏まえ、温室効果ガス排出量削減に向けた具体的な対策・施策を検討する。

(6) 推進体制及び進捗管理の検討

本業務にて策定した実行計画を円滑に進めるための推進体制、及び実施状況を把握するための進捗管理について検討する。

(7) 計画書の作成

(1)～(6)の検討結果を計画書(案)としてとりまとめる。

(8) 庁内会議

庁内会議の開催にあたり、会議資料の作成、会議への参加及び説明、議事録の作成等、会議開催に伴い必要となる支援業務を行う。

③ 地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定

(1) 区域施策編の情報整理

ア．区域施策編策定の背景、意義の整理

地球温暖化に関する最新情報（現状、影響、国内外の動向等）を調査・整理する。

イ．区域の特徴（自然的・社会的状況等）の整理・現状分析

本町の自然的・社会的状況について、国や県、町が所有する統計データ等の資料を基に整理する。また、区域内の温室効果ガス排出状況、再生可能エネルギー導入状況等、温室効果ガス排出量削減施策検討のための基礎的情報を収集し現状分析を行う。

ウ．基本的事項の検討

区域施策編の策定に関する基本的事項（対象範囲、対象ガス、計画期間、基準年度、目標年度）について検討・設定する。

(2) 町民、事業者の環境意識の把握

町民や事業者の地球温暖化等環境に対する意識、温室効果ガス排出量削減に資する行動の実施状況、省エネルギー・再生可能エネルギー設備・機器の導入状況等を把握し、温室効果ガス排出量削減目標や施策の検討の参考資料とするため、町民 500 人、町内事業所 30社程度を抽出し、アンケート調査を実施する。アンケート調査結果を整理し、町民や事業者の意識を分析し、目標設定や施策検討の基礎資料として取りまとめる。

(3) 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

ア．温室効果ガス排出量の推計

本町の排出量を推計する。推計は、最新の指標等を用いて基準年度、現況年度、目標

年度（現状趨勢ケース）について行う。

イ．温室効果ガス排出の要因分析

本町における温室効果ガス排出の要因について分析し、有効な施策立案の基礎資料として整理する。

(4) 区域施策編の目標設定

ア．目指す将来像の設定

(1)～(3)の検討結果を踏まえ、総合計画等の関連計画と整合を図りつつ、地球温暖化に関する本町が目指す将来像を検討する。

イ．温室効果ガス排出削減可能量の推計

「地球温暖化対策計画」（R3.10閣議決定）等の公表された資料を基に、本町が実施可能な施策における削減効果を積み上げ、削減可能量の推計を行う。

ウ．温室効果ガス排出量の将来推計

(3)で実施した目標年度（現状趨勢ケース）の推計結果を基に、目標年度における施策実施後（対策ケース）の温室効果ガス排出量の将来推計を可能な限り複数のパターンで行う。

エ．温室効果ガス排出量の削減目標設定

対策ケースの推計結果、国や和歌山県の目標設定等を踏まえて、削減目標を設定する。

(5) 温室効果ガス排出削減に関する対策・施策の検討

(4)の検討結果を基に、町民、事業者、行政等が実施する具体の対策・施策を検討する。

対策検討の際は、町民、事業者、行政等の各主体が担う役割について明確にし、本町が一丸となって温室効果ガス排出削減に取り組めるように整理する。

また、効果的な目標達成に向け、対策・施策に関する個別目標についても検討する。

(6) 地域脱炭素化促進事業に関する内容の検討

町域における促進区域の設定の可能性や範囲、想定される事業について検討する。

(7) 区域施策編の推進体制及び進捗管理

ア．推進体制の検討

実施する対策・施策の具体的な内容について、区域の排出量の把握、指標の把握、対策・施策の進捗管理を行うための体制を検討する。

イ．進捗管理の検討

計画の進捗状況を確認するための手法について、各主体の連携・協力の仕組みづくり、

取組の支援方策、進捗状況の点検方法、評価・見直し体制、点検・評価結果の公表方法等を検討する。

(8) 計画書の作成

(1)～(7)の検討結果を計画書(案)としてとりまとめる。

(9) 合意形成を行うための専門的知見を要する会議

合意形成を行うための専門的知見を要する会議の開催にあたり、会議資料の作成、会議への参加及び説明、議事録の作成等、会議開催に伴い必要となる支援業務を行う。

④ 報告書作成

上記①～③を整理し、報告書及び同概要版を作成する。

⑤ 打合せ協議

業務遂行に関する設計打合せは、初回(1回)、中間時(2回)、納品時(1回)の合計4回を想定している。

3. 成果品

本業務の成果品は原則として以下の通りとする。

業務報告書	2 部
業務報告書（概要版）	2 部
上記を格納した電子データ（CD-R 等）	1 部

4. その他

受託者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは速やかに町担当者と協議し、指示を受けなければならない。

以上